(福祉健康委員会付託)

受理番号 第59号 受理年月日 平成23年10月20日

付託年月日 平成23年10月27日

. . . .

陳 情 原 文 介護職員の処遇の低さが社会的な問題となるなかで、2009年10月1日から国の一般財政約3,900億円を投入して介護職員処遇改善交付金(以下「交付金」という)が実施されました。介護報酬について審議をしている社会保障審議会介護給付分科会に出された資料を見ると、交付金の実施により1人当たりの賃金が約15,000円引き上がったとされています。しかし、多くの事業所は一時金の支給など、交付金の支給を前提とした賃金改善を行っているのが実態です。

交付金の実施期間は2012年3月31日までとなっており、2012年4月1日以降については、交付金を継続するのか、介護報酬に組み込むのか、国の対応がはっきりしていません。もし、交付金を廃止し、介護報酬に組み込まれてしまえば、交付金の支給を前提に引き上げられた賃金が、再び引き下げられてしまうことは明らかです。そうさせないためにも、交付金を2012年4月1日以降も継続することが何より重要となります。

私どもは、介護職員の処遇を改善することが利用者に質の高い介護サービスを提供することにつながり、そのことで介護事業を安定して継続することができるものと考えています。介護職員の処遇を改善し、利用者が安心してより良い介護サービスが受けられるために、下記のように陳情いたします。

記

介護職員処遇改善交付金を2012年4月1日以降も継続するよう国に意見書を 提出してください。